

発議第1号

日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年9月5日提出

提出者	岩出市議会議員	山本重信
賛成者	〃	田畑昭二
賛成者	〃	吉本勸曜
賛成者	〃	福山晴美
賛成者	〃	市來利恵

日本酒の普及の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、日本酒による乾杯の習慣を広めることにより、日本酒の消費拡大及び日本古来の文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 岩出市（以下「市」という。）は、日本酒の普及の促進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 日本酒に係る事業を行う者（以下「事業者」という。）は、日本酒の消費拡大につながる普及の促進に主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う日本酒の普及の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(嗜好への配慮等)

第5条 この条例の施行に当たり、市及び事業者は、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮し、市民は、自己の健康管理に留意するとともに、交通ルール及び飲酒におけるマナーを遵守しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。